

Chapter 12 減損の会計 Topics & JPN Comparison

【Topic 12-1】アメリカの減損会計基準

減損会計基準は、アメリカの財務会計基準審議会(FASB)が、1995年に財務会計基準書(SFAS)第121号「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理」を公表して、初めて設定された¹⁾。

その後 FASB は、SFAS 第 121 号の枠組みに基づいて、売却処分予定の長期性資産に関して単一の会計モデルを開発すること、および SFAS 第 121 号導入上の重要な問題を扱うことを検討し、2001年に SFAS 第 144 号「長期性資産の減損または処分の会計処理」を公表した²⁾。

【JPN Comparison 12-1】日本の減損会計基準

日本の企業会計審議会は、1999年より固定資産の減損処理に関する会計基準の審議を始めて、2002年に『固定資産の減損に係る会計基準』を公表した。減損会計基準の設定目的は、①企業実態の表示によって財務情報の透明性を高めること、②経営者の裁量的な判断の介入を除去することおよび③会計基準の国際的調和への対応、すなわち財務諸表の比較可能性を達成することから説明されている³⁾。減損会計基準は、2004年3月決算企業から早々期適用されて、2006年3月決算企業から強制適用となった。

【JPN Comparison 12-2】日本の減損処理

IASBにおける減損処理は、会計観として資産負債観(Assets liabilities view)に基

¹⁾ FASB, 1995, SFAS No.121, *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to be Disposed*, FASB.

²⁾ FASB, 2001, SFAS No.144, *Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets*, FASB.

³⁾ 企業会計審議会, 2002『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』二。

づいて、**経済的便益**を創出する**経済的資源**である固定資産を**公正価値**で評価する会計処理と考えられる⁴⁾。

しかし、日本の企業会計審議会は、減損処理は事業用資産の過大な帳簿価額を減額して、将来に損失を繰り延べないための会計処理であるとして⁵⁾、資産価値の変動によって利益を測定したり、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではないという。減損処理は、取得原価主義のもとで行われる帳簿価額の臨時的な減額として説明される⁶⁾。

【JPN Comparison 12-3】日本の減損の戻入れ

日本における減損処理では、減損損失は、減損の存在が相当程度確実な場合に限って認識および測定されており、また**減損の戻入れ**は事務的負担を増大させるおそれもあることなどから、**減損損失の戻入れは行われない**(企業会計審議会, 2002, 四, 3, (2))。

Illust. 12-a は、日本、IASB およびアメリカの減損会計基準に関して、主要な項目について比較したものである。各減損会計基準の内容には相違がある。これは財務諸表の比較可能性に関して、重大な障害となる。

⁴⁾ 減損会計を価値評価として考察した論文に、次のものがある。
井上良二(2000)「時価会計における減損会計の意味」『会計』第 158 巻第 6 号, 12 月, pp.1-12。

⁵⁾ 企業会計審議会, 2002, 前掲意見書, 三。

⁶⁾ 減損会計を原価配分として考察した論文に、次のものがある。
米山正樹(2000)「原価配分のもとでの簿価修正～減損の意義～」『会計』第 158 巻第 2 号, 8 月, pp.82-94。

Illust. 12-a 減損損失の認識と測定基準の比較

	IASB	日本	US
減損損失の認識	帳簿価額 > 回収可能価額	帳簿価額 > 割引前将来キャッシュ・フロー総額	帳簿価額 > 割引前将来キャッシュ・フロー総額
減損損失の測定	回収可能価額（処分費用控除後の公正価値 or 使用価値の高い方）－帳簿価額	回収可能価額（正味実現可能価額 or 使用価値の高い方）－帳簿価額	処分費用控除後の公正価値－帳簿価額
減損損失の戻し入れ	認める（帳簿価額まで）	認めない	認めない